

マイナンバーカード保険証確認について(マイナ保険証)

当院では、マイナ保険証を利用した「オンライン資格確認システム」の運用を開始しております。

オンライン資格確認とは、医療機関や薬局窓口でマイナンバーカードのICチップにある電子証明書、または健康保険証の記号番号等により、医療保険の資格情報や限度額区分が確認できる仕組みです。

オンライン資格確認システムを用いて、患者ご本人が同意された場合、当院医師が診療情報、薬剤情報、特定健診情報の閲覧が可能となるため、それらの情報に基づいた診療を行うことができます。

●マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、事前に健康保険証利用の申込みが必要です。

※必ずご自身で手続きを行ってください。利用登録は以下の場所でできます。

- ①医療機関、薬局の受付カードリーダーで行う。（当院窓口にある端末でも可能です。）
- ②マイナポータルで行う。
- ③セブン銀行ATMで行う。

●マイナ保険証での資格確認は**1番窓口**にて実施しております。（時間外につきましては時間外受付にて実施しております。）

●各種公費受給者証には対応しておりませんので、受給対象の方は、今まで通り紙の受給者証のご提示をお願いいたします。

●資格確認証を使った対応も可能です。

※マイナンバーカードの健康保険証利用、申し込みについては以下をご覧ください。

[マイナンバーカードの保険証利用について（被保険者証利用について） | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)

[マイナンバーカードの健康保険証利用 | マイナポータル \(myna.go.jp\)](https://myna.go.jp)

**マイナ受付
対応しています**

医療機関や薬局で、保険証の代わりに
マイナンバーカードを使う新たな方法。
それが「マイナ受付」です。

マイナンバーカードが
保険証として使えます。

マイナンバーカードを保険証として使うと

- POINT ①
より良い医療が実現！
病状や治療履歴など、医師が適切な診療を行うために、必要な
検査や治療の履歴が共有されます。より適切な医療が受けられます。
- POINT ②
手続きなどで負担額以上の一時的な支払いが不要！
健康保険料滞りなどが発生しても、医療機関や薬局に滞りなく医療費
を支払うことができます。

このステッカーが目印！

マイナ受付

事前に登録するだけで利用できます！

詳しくは [マイナポータル](https://myna.go.jp)

**受診の際は、
マイナンバーカードを。**

あなたのマイナンバーカードをお持ちいただければ、
同意することで、健診情報や処方された薬の情報などを見られるので、
医師もそれらの情報に基づいた診療が行えます。

厚生労働省
THE GOVERNMENT
Ministry of Health, Labour and Welfare